

平成 29 年度 第 1 回北栄町空家等審議会議事録

1 日 時 平成 30 年 3 月 16 日（金）午前 10 時～11 時 40 分

2 場 所 大栄農村環境改善センター第 4 会議室

3 出席者 委員 5 名 別紙委員名簿
事務局（総務課：手嶋課長、中原室長、岩垣、前田）

4 日程及び内容

- (1) 開会
- (2) 会長及び副会長選出
- (3) 議事
 - (イ) 平成 28 年度、29 年度の対応状況
 - (ロ) 診断表の一本化について
 - (ハ) 空き家等対策計画について
- (4) その他
- (5) 閉会

5 会議の状況（概要記録）

(1) 開会

手嶋課長あいさつより

議会でも代執行をという発言がなされた、行うことは可能だが、町長としては行うことで、空家は町がやってくれる（解体してくれる）と安易に思われてしまう事を危惧している。

(2) 会長及び副会長

会長は『谷口不動産鑑定士』に決定、副会長は『尾西弁護士』に決定

(3) - (イ) 28 年度、29 年度の対応状況

事前送付した資料にて対応状況を確認していただいた。29 年度については除却補助金を活用した実績が 4 件あった。また、指導書送付後、未反応の方については条例に基づいた勧告を行うなどの対応を検討している。

28 年度については、鳥取県中部地震の影響もあり、多くの指導書を送ることになった、また、これに伴い、除却する案件も多くなった。また、空き家に限らず、自発的に解体を行う方もたくさん見られた。

(3) - (ロ) 診断表の一本化について

現在は、町が定めた空き家等診断表と、住宅地区改良法施行規則に定められた住宅不良度測定表を用いて調査を行っている。特に最近補助金制度が整備された関係もあり、住宅不良度測定表で「100点以上」となった案件については社会整備資本交付金が適用となるため、こちらの方が使いやすい。

事務局としては「10点」までを【A】、「11点以上50点未満」を【B】、「51点以上100点未満」を【C】、「100点以上」を【D】という事で考えている。

→一本化することについて特段の反対は見られなかった。しかし、張教授より「特定危険空き家」認定条件である以下の4点をどのように診断表や、空家台帳に反映するのかという指摘がなされた。

【特定認定空き家指定条件とは】

- ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ・著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ・適切な管理がなされていないため、著しく景観を損なっている状態
- ・その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

このことについては、備考欄等に反映するなど、何かしらの対応を検討する必要がある。若しくは、診断表に明記する必要性も考慮すべきと考える。

(次回の審議会において詰めたものを提案予定で対応する。)

→診断表については概ね理解を得られたものとして、新基準での判定を行っていく。

(3) - (ハ) 空き家等対策計画について

基本コンセプトの説明、委員からの指摘事項を抽出。以下の事について懸念、課題事項となった。

【提言】

(1) 相談会の実施について

第3章7(3)については、必要であれば実施するという表現にとどめておく方が良いのではないかという提案が、事裏消防署長よりあり。これについては、指摘通りと考える。

(2) 項目の追加について

河本民生委員より、独居老人世帯の把握に力を入れるべきと指摘あり。担当としても考慮していることであり、今後、他課との連携を密にして、対応を検討していくこととする。これを計画の中で別枠で項立てするか、対応する項に付随させるかは検討の余地あり。

(次回の提案で、方針をお示しすることとする。)

(3) - (ニ) 文言の統一化について

アキヤの表現方法について『空家』か『空き家』か法律では【空家】条例では【空き家】

(4) その他

次回開催については、4月中に委員が集まって開催することとする。

事務局は、第1回同様（都合のつく日を事前聞き取りで）、開催日を調整する。

協議会委員については、審議会委員の方については引き続き依頼をお願いする方向を考えている。その際にはご快諾を頂きたい、また、新たに加入する方については事務局で進めていく。

(5) 閉会 11時40分

特段の意見無し。

【総括】

説明、資料ともに不十分に終わった結果となった、このことについては次回以降の反省点として改善を図ることとする。しかし、診断表については一本化について良好な反応が見えたなど成果はあった。計画策定に向けて提言された部分については調整を図り、次回審議会において示すことができるよう進めていくこととする。

北栄町空き家対策審議会会長 谷口 敬雄 印